

医 第 5 5 8 - 2 号
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

さいたま市保健所長 }
川越市保健所長 } 様

埼玉県保健医療部長
(公印省略)

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて
(通知)

保健医療行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、この度、インターネット上の電子メールを利用した情報共有における設定が不適切であったため、第三者に個人情報の閲覧が可能となっていた事例が報道されました。これを受け、平成 2 5 年 7 月 1 1 日付けで標記について厚生労働省医政局総務課、医薬食品局総務課ほかの連名で別添（写し）のとおり通知がありましたので、貴市所管の医療機関及び薬局に周知して下さるようお願いいたします。

また、先日、県内の医療機関において患者の個人データを保存した U S B メモリーの管理が不適切な事例が発生しておりますので、医療機関等における個人情報の適切な管理について併せて徹底して下さるようお願いいたします。

なお、(一社)埼玉県医師会会長、(一社)埼玉県歯科医師会会長、(一社)埼玉県薬剤師会会長、(一社)埼玉県病院薬剤師会会長及び医薬品小売商業組合理事長に対して会員への周知を別途依頼したことを申し添えます。

また、厚生労働省からの通知については医療整備課及び薬務課のホームページに掲載しましたので御参照ください。

(参照) ホームページアドレス

医療整備課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kouroushou-tuuchi-home.html>

薬務課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/yakkyokutoukankeitsuuti.html>

担当：医療整備課 医務担当
電話：048-830-3539
担当：薬務課 販売指導担当
電話：048-830-3622





事 務 連 絡
平成 25 年 7 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県薬務主管部（局）長 殿
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

平素から、個人情報保護法及び個人情報の取扱いに関する種々のガイドライン（※1）等により、医療・介護・福祉関係事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているが、今般、インターネットにおける、電子メールを利用した従業者間の個人情報共有において、設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となっていた事例が報道（※2）されたところである。今回指摘された事案は、個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられる。

については、貴職におかれては、管下医療・介護・福祉関係事業者に対して、当該事業者の従業者間における患者・利用者等の個人情報の共有に当たって、第三者にも閲覧可能な状態となっていないことを確認する等、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期すよう、周知徹底を図られたい。なお、必要に応じて管内市区町村にも周知されたい。

- ※1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日通知、平成22年9月最終改正）
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版」（平成17年3月31日通達、平成22年2月最終改正）
「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月30日通達）
「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成25年3月29日通達）
（厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>）
等

※2 今般報道された事例

インターネット上で、登録者がメールを共有できるサービスを利用していた医療機関や介護施設において、当該サービスの初期設定が第三者の閲覧制限がかからない状態であるのに、初期設定のままメールのやりとりを行っていた。このため、患者等の個人情報が、本来共有されるべき医療・介護職員のみならず、一般に誰でも閲覧できる状態になっていたもの。